

## 城東台共同駐車場管理規約

### (目的)

第1条 この規約は、城東台西町内会（以下、「町内会」という）が整備・管理する城東台共同駐車場の利用及び管理について必要な事項を定め、もって駐車場の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 町内会の設置する駐車場を、城東台共同駐車場（以下、「駐車場」という）という。

### (所在地)

第3条 駐車場は、岡山市東区城東台西二丁目1（主な地籍、9-89）に置く。

### (管理責任者)

第4条 駐車場の管理は、町内会長が責任をもってこれを統括する。

### (利用申請)

第5条 利用希望者は所定の申請書で町内会に利用を申請するものとする。ただし、利用申請は1世帯に1台までとする。

### (利用許可)

第6条 町内会は、利用申請に基づき、所定の駐車利用証の交付をもって許可に替える。

### (利用許可の更新)

第7条 利用期間は1年間とし、毎年度3月31日をもって更新する。

2 利用者の増加等により利用許可の更新は困難と判断した場合、町内会は2月末までに利用期間を更新しない旨利用者に告知しなければならない。

### (利用時間)

第8条 駐車場の利用は、原則として年中無休とする。ただし、管理上やむを得ないときは、駐車場の一部又は全部を閉鎖することができる。

### (利用料金)

第9条 駐車場の利用料金は無料とするが、管理責任者が料金の徴収が必要と判断した場合は更新の際に有料へと変更することができる。

2 有料とする場合には、利用方法と合わせて町内会役員会にて決定し、城東台連合町内会会員に周知する。

### **(駐車の拒否)**

第10条 次の各号に該当する車は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性、引火性のある物、その他危険物を積載している車
- (2) 駐車場の施設を汚損するおそれのある車
- (3) 駐車場の安全な管理に支障をきたすおそれのある車
- (4) 大型車及び2トン以上のトラック

### **(損害賠償の義務)**

第11条 何人といえども、駐車場の施設に損害を与えたときは、直ちに弁償しなければならない。

### **(駐車場内における損害の責任)**

第12条 西町内会は、次の各号の損害については、責任を負わない。

- (1) 駐車場内における自動車相互の接触、衝突等によって生じた損害
- (2) 車内に留置された貴重品、その他の物品の紛失による損害
- (3) 駐車中に発生した事故による損害
- (4) 天災その他不可抗力によって生じた損害

### **(借地権等の関係)**

第13条 利用者が長期にわたって駐車場を利用する場合であっても、土地に対する借地権等の権利は生じないものとする。

### **(利用者の義務)**

第14条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 整然と駐車し、騒音をたてないこと。
- (2) 場内では徐行すること。
- (3) 場内での喫煙及び火気の手扱いはしないこと。
- (4) 駐車した車は、必ず鍵をかけておくこと。
- (5) 利用者は管理責任者の求めに応じ、駐車場周辺の清掃(年に2回程度)に協力すること。

### **(その他)**

第15条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は西町内会役員会で決定する。